

区民センターのお申込・ご利用方法の変更について

内容 大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部改正により、福島区民センターのお申込・ご利用方法が変わります。

変更点 これまで、ご利用いただく直前（当日含む）までに使用料をお支払いいただいていたりましたが、大阪市の規則改正によりまして、平成29年4月1日以降は、原則として区民センターの使用料をお申込日から2週間以内にお支払いいただくこととなります。

お申込日とご利用日の期間	お支払い方法	具体例
お申込日からご利用日の前日までの期間が、1ヶ月以上ある場合	お申込日から2週間以内のお支払	①
お申込日からご利用日の前日までの期間が、7日以上、1ヶ月未満である場合	お申込日から1週間以内のお支払	②
お申込日からご利用日の前日までの期間が、7日未満である場合	ご利用日までのお支払	③

※附属設備の使用料はご利用日にお支払いください

使用料の返金 ご利用者が、次の期間内に使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出られた場合、お支払いいただいた使用料をご返金いたします。

利用室名	使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出た日	ご返金する使用料の額
ホール	使用日の3ヶ月前の日以前の日	全額
	使用日の3ヶ月未満で2ヶ月前の日以前の日	半額
会議室等	使用日の1ヶ月前の日以前の日	全額

具体的な例 例①) お申込日が4月10日で、ご利用日が8月20日の場合

	申込日(4/10)	申込から2週間以内(4/23)	利用日3ヶ月前(5/20)	利用日2ヶ月前(6/20)	利用日1ヶ月前(7/20)	利用日(8/20)
ホール	お支払期間		全額返金期間	半額返金期間	返金のない期間	返金のない期間
会議室等	お支払期間		全額返金期間		返金のない期間	

例②) お申込日が4月10日で、ご利用日が5月1日の場合

	申込日(4/10)	1週間以内(4/16)	利用日(5/1)
全室	お支払期間		返金のない期間

※お支払後の返金はありません

例③) お申込日が4月10日で、ご利用日が4月16日の場合

	申込日(4/10)	利用日(4/16)
全室	ご利用日までのお支払	

※お支払後の返金はありません